

# 台風接近による気象警報発令時の登下校について（ガイドライン）

## 長崎市立川原小学校

(台風接近により、長崎県全域、県南部、長崎地方に暴風雨警報・大雨警報・洪水警報が発令された場合)

☆3つの時点のいずれかで判断します。

### ア. 前日のうちに判断

(翌日にむけて警報が発令されると十分に予想される場合)

- (1) 翌日の臨時休業が早めに決定した場合、文書及び安心メールでお知らせします。
- (2) 前日が休業日のときや翌日の臨時休業の決定が遅くなった場合、学級連絡網及び安心メールでお知らせします。

### イ. 当日の朝に判断

- (1) **6時30分の時点で、警報発令中の場合は、臨時休業**とします。  
(原則として、その後、警報が解除されても途中から登校を促すことはありません。  
事前に、自宅での安全な過ごし方についてご指導ください。)
- (2) **6時30分の時点で、警報が解除**されている場合は、**通常に登校**とします。  
(台風の影響で通学路の危険が考えられる場合は、保護者の判断で「自宅待機」等指示を出してください。その場合、必ず学校へ連絡をしてください。)

### ウ. 当日の在校中に判断

(当日の午後から警報が発令されそうな場合)

- (1) 午後から警報が発令されそうな場合、給食終了後、地区別の下校とします。  
(このような場合を考えて、どこに帰るか等、事前に家族でよく話し合っておいてください。)

※このガイドラインは、「台風接近」という気象状況下での想定です。通常の洪水警報や降雪警報等については、基本的には適用されず、学校からの特別な知らせがない限り「通常登校」となります。

※このガイドラインは、あくまでも基本線です。状況に応じて、安全を第一に対応していきます。